

障害児通所支援事業所 各位

田原市長 山下 政良
(公印省略)

強度行動障害児支援加算の算定について

日頃より本市の行政運営に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。
この度、田原市において支給決定を行っている児童にかかる強度行動障害児支援加算の算定について、以下のとおり通知いたします。

1 強度行動障害児支援加算の内容

強度の行動障害を有する児童（強度行動障害児支援加算の支給決定を受けた児童）に対し、**強度行動障害支援者養成研修**を修了した者が指定児童発達支援等（重症心身障害児を除く。）を行った場合、1日につき所定単位数を加算できるものです。

2 加算の対象となる事業

児童発達支援
放課後等デイサービス

3 加算を行うための手続き

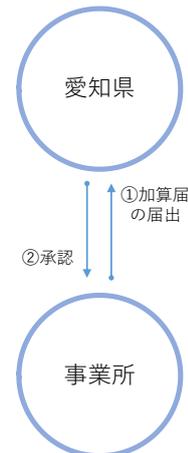
(1) 【事業所】職員の配置

事業所が強度行動障害児支援加算を算定する場合、強度行動障害支援者養成研修（加算区分（Ⅰ）の場合は**実践研修**、加算区分（Ⅱ）の場合は、**中核的人材養成研修**）を受講し、研修を修了した証明書の交付を受けた支援職員を配置する必要があります。

(2) 【事業所】加算を算定する旨の届け出

事業所が加算を算定しようとするときは、給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下体制届）を加算を算定する前月の15日までに愛知県に提出する必要があります。

加算の届出



4 新規認定申請の流れ（田原市内にお住まいの利用者の場合）

(1) 【事業所】保護者への説明

事業所は対象となる児童の保護者へ、強度行動障害支援者養成研修を受講した職員による支援の内容と加算を算定することによる利用者負担額への影響等を説明します。その後、別紙『強度行動障害児支援加算に係る認定申請書』（以下「認定申請書」という。）を用いながら事業所が保護者と面接を実施し、合計点数が20点（加算区分（Ⅱ）の場合は、30点）以上になることを確認し、加算を算定することについて同意を得ます。

記入した認定申請書を、田原市役所地域福祉課に提出するよう保護者へ依頼します。

(2) 【保護者】認定申請書の提出

保護者は、認定申請書を田原市地域福祉課へ提出します。(3)の審査の結果、支給決定がされた場合は、提出日から加算の適用が開始されます。

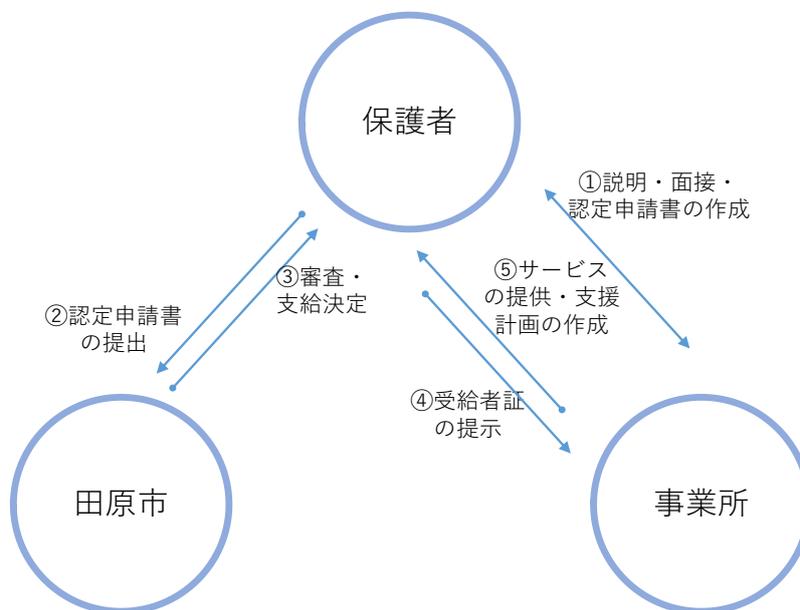
(3) 【田原市】支給決定手続き

田原市は、保護者から提出された認定申請書の内容を審査します（必要に応じて追加で聞き取りを行う場合があります。）。強度行動障害児支援加算の対象となる場合は、加算算定該当となる旨を印字した受給者証を発行します。

(4) 【事業所】研修修了者によるサービス提供

事業所は強度行動障害児支援加算の決定がされた受給者証を確認してから加算の対象になるサービス提供を行います（実践研修修了者による支援計画シートの作成が必要です）。サービス提供を実施した日は、実績記録票の備考欄に「強行加算」と記入し、保護者に確認印又はサインをもらいます。

認定申請時の流れ



5 更新認定申請時の流れ（田原市内にお住まいの利用者の場合）

受給者証更新に当たり、強度行動障害児支援加算の算定を継続する場合は、改めて保護者へ加算算定について説明を行ってください。その後の流れは新規認定申請時と同様の手続きになります。

6 申請等手続きの適用について

(1) 新規認定申請

本通知日以降に受理する申請を対象に適用します。

(2) 更新認定申請

令和7年4月1日以降に受理する申請を対象に適用します。

【担当】

田原市役所

地域福祉課 障害福祉係 TEL：0531-23-3697

児童発達支援センター TEL：0531-22-0256

子育て支援課 こども福祉係 TEL：0531-23-3513